

○函館市庁用車両管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庁用車両を適正かつ効率的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 車両 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項および第3項に定めるものをいう。

(2) 安全運転管理者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項の規定により選任された者をいう。

(3) 副安全運転管理者 道路交通法第74条の3第4項の規定により選任された者をいう。

(4) 整備管理者 道路運送車両法第50条第1項の規定により選任された者をいう。

(管理の原則)

第3条 車両は、常に良好な状態において管理し、使用目的に応じて最も効率的な運行を図らなければならない。

(安全運転管理者等の設置)

第4条 安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の8第1項で定める台数以上の事業所ごとに、車両を有する課の課長職または主査職とする。

2 副安全運転管理者は、道路交通法施行規則第9条の8第2項で定める台数以上の車両を有する事業所ごとに職員のうちから任命する。

3 第1項以外の車両を有する課の別に定める職にある者を安全運転管理員とし、安全運転管理者に準ずる業務を行うものとする。

(安全運転管理者等の業務)

第5条 安全運転管理者等は、道路交通法施行規則第9条の10各号に掲げる事項を処理しなければならない。ただし、安全運転管理員は、同規則第9条の10第6号および第7号を除く。

(保険の加入および台帳の備付)

第6条 車両は、自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)第5条に規定されているもののほか、以下の条件を満たす保険に加入することとする。

(1) 対人賠償 無制限

(2) 対物賠償 1,000万円以上

(3) 車両保険 車両評価額以上

2 安全運転管理者等は、前項で規定した保険の加入状況を整理のうえ、車両台帳を作成し、備え付けなければならない。

(整備管理者の業務)

第7条 整備管理者は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第32条各号に掲げる事項を処理しなければならない。

(整備記録簿)

第8条 整備管理者は、整備記録簿を備え、検査および修繕状況を明らかにするものとする。

(安全運転管理者等と整備管理者との関係)

第9条 安全運転管理者と整備管理者は、車両の安全な運転を確保するため相互に連絡協調し職務の遂行に当たらなければならない。

(日常点検)

第10条 運転者は、運行前、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第1条で定める技術上の基準により点検を行わなければならない。

2 運転者は、前項の点検のほか、運行前後に車両の外観の点検を行うこととする。

(運転経路および伝達事項の確認)

第11条 運転者は、運転に先立って、運転経路および伝達事項を確認しなければならない。

(修繕)

第12条 運転者は、点検その他故障等により、修繕を必要とするときは、整備管理者の指示を受けるなど適切な処置を行わなければならない。

(運転日報)

第13条 運転者は、毎日の運転状況等必要な事項を運転日報（別記第1号様式）に記載し、安全運転管理者等の確認を受けなければならない。

2 特殊車両または特種車両については、前項の様式によらないことができる。

(遵守事項)

第14条 運転者は、運転に際し、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、安全運転管理者等の指示に従わなければならない。

2 運転者は、運転に際し、シートベルトを装備している車両に乗車したときは、必ずシートベルトを着用する。また、同乗者に対しても必ずシートベルトを着用させることとする。

3 運転者は、常に車両の清掃および整備を行うとともに盗難防止に努め、運行終了後車両を保管場所に格納し、鍵は、所定の場所に保管しなければならない。

(事故処理)

第15条 運転者は、交通事故が発生したときは、道路交通法第72条で定められた応急措置をとるとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の事故について、運転者は、速やかに書面で事故報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第13条関係）

安管等	課長	主査	係

運 転 日 報

車両番号

年 月 日 曜日 天候

運 転 者		人員	運転経路	発着時刻	走 行 メーター	確認事項		
所 属	氏 名					車体キズ	車内ゴミ	ガソリン

備考 整備および修理等